

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国 民 健 康 保 険 主 管 課 （ 部 ）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」の一部訂正について

下記の事務連絡について、別紙のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・ 柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和 8 年 7 月 1 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）（別紙）

(別紙)

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(令和8年7月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(別添1)

問1～問11 (略)

(問12) 明細書を月まとめて交付する場合の患者の意向確認文書について、患者が記入できない場合はどのように取り扱うのか。

(答)

当該患者から依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印又は~~ぼ~~印を受けるものとする。

問13～問19 (略)

(別紙) 令和 8 年度柔道整復療養費料金改定後の初再検料の算定に関する規定と運用のイメージ

ケース①～③ (略)

留意事項等通知 第 2 初検料及び初検時相談支援料

1 患者の負傷が治癒し、又は患者が任意に施術を中止した日の翌日から起算して 3 月内に同一の施術所において施術（当初とは異なる負傷又は部位に対するものを含む。）を行った場合の初検料は算定できないこと。（略）

第 4 再検料

3 第 2 の 1 に基づき初検料が算定できなかった場合において、負傷の治癒又は施術の中止の日の翌日から起算して 1 月を経過した日以後の施術については、連続する 2 回まで再検料が算定できること。（略）

ケース④		初検料	再検料	施療料	後療料
7 月 6 日	新規負傷	○		○	
7 月 10 日			①		○
7 月 17 日	治癒/中断		②		○
8 月 17 日	新規負傷		①	○	
8 月 24 日			②		○

→8 月 17 日は負傷の治癒又は施術の中止の日（7 月 17 日）の翌日から起算して 3 月内であるため初検料は算定不可である一方、1 月を経過した日以後であるため再検料を算定可

ケース⑤		初検料	再検料	施療料	後療料
7 月 6 日	新規負傷	○		○	
7 月 10 日			①		○
7 月 17 日	治癒/中断		②		○
10 月 17 日	新規負傷		①	○	
10 月 21 日			②		○

→10 月 17 日は負傷の治癒又は施術の中止の日（7 月 17 日）の翌日から起算して 3 月内であるため初検料は算定不可である一方、1 月を経過した日以後であるため再検料を算定可

(参考)

ケース⑥ (略)

別添 2・別添 3 (略)